

令和 6 年 4 月

第 10 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 10 日 午後 1 時 30 分開会
2. 開催場所 行橋市役所 西棟 306 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名

欠席委員 2 名

議席	氏 名	出欠
6	船 津 鎮 男	欠
13	吉 村 郁 子	出
8	陣 山 誠 之	出
11	大 田 完 治	欠
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	村 上 和 昌	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 11 名

	氏 名	出欠
	出口 政廣	出
	末松 克朗	出
	辻 英樹	出
	酒井 勝	出
	鞘野 正明	欠
	槌野 英喜	出
	福井 佳章	出
	北山 明博	出
	末松 六則	欠
	野村 弘美	出
	富生 袖子	出
	大森 強	出
	森 清孝	出

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第39号	農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(利用権貸借)について
議案第40号	最適化活動の目標の設定等について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 10 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。 会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。 委員・事務局朗読 それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 37 号から議案第 40 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 37 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 4 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■ 以下 11 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に今川地区の 3 件のうち地区番号 5 番、6 番の 2 件、次に稗田地区の 3 件のうち地区番号 8 番の 1 件について審議し、他の地区と今川地区の残り 1 件、稗田地区の残り 2 件については一括して審議してまいりたいと思います。まず、今川地区の地区番号 5 番、6 番の 2 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により繁永委員の退室を求めます。 －繁永委員退室－
会長	今川地区の地区番号 5 番、6 番の 1 件について地区担当職員より報告願います。
事務局	今川地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示、大字宝山■■■■■、畑、123 m²、外 1 筆計 1,221 m²。譲渡人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に地区番号 6 番。物件の表示、大字宝山■■■■■、田、196 m²、外 1 筆計 957 m²。譲渡人は、北九州市■■■■■、■■■■■さん持分 1/3、■■■■■さん持分 1/3、■■■■■さん持分 1/3 です。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上 2 件は地区審査の結果、地区としては了承しております。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が終わりました。今川地区の地区番号 5 番、6 番の 2 件についてご質疑ありませんか。

会長	－質疑なし－ ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今川地区の地区番号 5 番、6 番の 2 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	－全員挙手－ 全員賛成と認めます。次に、稗田地区 地区番号 8 番の 1 件について地区委員より報告願います。
松本委員	稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 8 番。物件の表示、大字下稗田■■■■、田、750 m²、外 6 筆、計 5,879 m²。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。稗田地区、地区番号 8 番の 1 件についてご質疑ありませんか。
会長	－質疑なし－ ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。稗田地区 地区番号 8 番の 1 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
会長	－全員挙手－ 全員賛成と認めます。ここで、繁永委員の入室を求めます。
会長	－繁永委員入室－ それでは、地区番号 1 番に戻りまして、行橋地区の 2 件について地区委員より報告願います
吉村委員	行橋地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示、東大橋一丁目■■■■、田、200 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。地区番号 2 番。物件の表示、東大橋一丁目■■■■、田、965 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 陣山委員	次に、今元地区の 2 件について地区委員より報告願います 今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3

会長 繁永委員	番。物件の表示、大字津留■■■■、田、8,111 m²、外1筆、計8,116.82 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■、行橋市■■■■、■■■■。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。4番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続いて、地区番号4番。物件の表示、大字元永■■■■、田、1,519 m²、外3筆、計4,400 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さん、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。3番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。 次に、今川地区の地区番号7の1件について地区委員より報告願います 今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示、大字流末■■■■、田、1,438 m²。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 松本委員	次に、稗田地区の地区番号9番、10番の2件について地区委員より報告願います 稗田地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号9番。物件の表示、大字中川■■■■、田、672 m²、外4筆、計8,904 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に地区番号10番。物件の表示、大字上検地■■■■、田、3,215 m²。譲渡人は、大阪府■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 村上委員	最後に、延永地区の1件について地区委員より報告願います。 延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号11番。物件の表示、大字二塚■■■■、田、871 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。

	売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第37号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請11件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第38農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和6年4月10日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。記、申請人、■■■■。以下7件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の1件について地区委員より報告願います。
陣山委員	今元地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は大字今井■■■■、田、287㎡。計画に既存宅地71.29㎡も含みます。所有者は行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅88.5㎡、その他269.79㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。実行済のため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地で地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	次に、仲津地区の1件について地区委員より報告願います。
長城委員	仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。申請人は行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は大字道場寺■■■■、畑、400㎡。所有者は築上郡築上町■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅120.15㎡、その他279.85㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地で地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。

会長 西本委員	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。 泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は築上郡築上町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は泉中央三丁目■■■■■、田、1,100 m²。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由は、売買で所有権を設定し、共同住宅を建築するものです。共同住宅 2 棟 288.38 m²、駐車場 200 m²、その他 611.62 m²。資金計画は借入金で、実行性があり。被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、用途区域内の第 3 種農地で地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方より願います。
会長 繁永委員	次に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。 今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は大字大野井■■■■■、田、379 m²。計画に既存宅地 69.81 m²を含みます。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由は、使用貸借契約で借受け、自己住宅を建築するものです。自己住宅 68 m²、進入路 69.81 m²、その他 311 m²。資金計画は借入金で、実行性があり。被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地で地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方より願います。
会長 村上委員	次に、延永地区の 2 件について地区委員より報告願います。 延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。申請人は京都郡苅田町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は大字吉国■■■■■、畑、408 m²。所有者は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 102.81 m²、その他 305.19 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、行橋 IC から 300m 以内の第 3 種農地で地区審査においては許可相当とされています。続きまして地区番号 6 番。申請人は行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は大字吉国■■■■■、田、131 m²。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由は、売買契約で所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場 131 m²。実行済です。被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。実行済のため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種で地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方より願います。

会長 沼口委員	最後に、椿市地区の1件について地区委員より報告願います。 椿市地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号8番。申請人は行橋市■■■■さんです。土地の表示は大字下崎■■■■、田、1,229㎡。大字下崎■■■■、田、1,414㎡、計2,643㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由は、売買契約で所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場2,643㎡。被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地で敷地拡張の例外規定に該当し、地区審査においては許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。
会長	報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第38号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 ー全員挙手ー
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請7件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第39号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（利用権貸借）についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第39号。農地経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（利用権貸借）について。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、行橋市長より下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和6年4月10日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。記、申請人、■■■■。以下410件。以上です。
会長 事務局	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。 議案39号について説明します。令和6年4月分の利用権になります。内訳としましては、行橋校区申請件数36件、田71筆123,583㎡。今元校区申請件数24件、田36筆64,725㎡。仲津校区申請件数35件、田58筆75,747㎡、畑5筆4,945㎡。泉校区申請件数65件、田149筆180,687㎡。今川校区申請件数67筆、田177筆222,768㎡、畑3筆2,014㎡。稗田校区申請件数118筆475,024㎡。延永校区申請件数31件、田92筆107,256㎡。椿市校区申請件数34件、田82筆168,875㎡。全体で申請件数410件、田974筆1,418,665㎡、畑9筆7,565㎡。合計983筆1,426,230㎡となっております。承認いただければ、行橋市長に決定通知を送付いたしますので、ご審議の程よろしく願います。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー

会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 39 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	賛成と認めます。よって議案第 39 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定（利用権貸借）については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第 40 号、最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 40 号。最適化活動の目標の設定について。令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、別紙のとおり策定したので本会の審議に附す。令和 6 年 4 月 10 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 40 号について説明します。こちらは行橋市農業委員会の令和 6 年度の最適化活動、農地の集積や遊休農地の解消などの目標を案として作成したものとなります。承認いただければ、令和 6 年度行橋市農業委員会最適化活動の目標の設定等としてホームページに掲載します。以上です。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 40 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	賛成全員と認めます。よって議案第 40 号、最適化活動の目標の設定等については、適当と認め行橋市ホームページに掲載します。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。8 番、陣山委員、9 番、繁永委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。